



平成21年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社グローバルス
代表者名 代表取締役社長 久永 真一
(コード番号 3528 東証第2部)
問合せ先 取締役 牛川 好明
(TEL. 03-3470-8411)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日（平成21年5月14日）開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月24日開催予定の第108回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

定款変更の目的につきましては、次のとおりであります。

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

ア. 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。

ただし、会社法第221条により決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取扱いますので、経過措置として、その旨の附則を設けるものであります。

イ. 決済合理化法の施行とともに「株券等の保管および振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。

(2) 社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法の規定により、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものです。なお、社外取締役との責任限定に関する規定を新設することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

(3)その他、上記変更に伴う条数の変更等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は後記のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 平成21年6月24日（予定）

(定款変更内容)

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第11条</u> （条文省略）</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p><u>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下</u></p>	<p>(削 る)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削 る)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第10条</u> （現行どおり）</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(削 る)</p>

<p><u>同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第<u>13</u>条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第<u>14</u>条～第<u>29</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>30</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第<u>12</u>条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第<u>13</u>条～第<u>28</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役の責任免除)</u></p> <p>第<u>29</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>30</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p>第<u>38</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>39</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第<u>1</u>条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第<u>2</u>条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>
--	---

以上